告 示

埼玉県計量検定所長告示第二号

期 検査を次のとおり実施する。 計量法(平成四年法律第五十一号) 第十 九条第 _ 項の 規定による特定計量器 の定

平成三十一年四月五日

埼玉県計量検定所長 石 川 和 正

一 検査対象となる特定計量器

以 は 特定計量器であ 下 かり の電気式は 計量法施行令 \mathcal{O} を併せ 非 自 動 て使用 は カュ りを使用する者(ひょう量が二百 カュ 0 (平成五年政令第三百二十九号) て、 り する者を除く。) (分銅及びおも ひょう量が百五十キ りを含む。 が 使用するひょう量が二百五十キ 口 グラムを超え二百五十キ 五十キ 第十条第一 口 グラムを超える 項第一号に規定する 口 グラム以 口 非自 グラ 動

一 検査を行う区域、期日及び場所

区域	期日	場所
松伏町	平成三十一年五月二十七日から八月	計量器の所在場所
	二十六日まで(日曜日、土曜日及び	
	休日(埼玉県の休日を定める条例(平	
	成元年埼玉県条例第三号)第一条第	
	一項第二号及び第三号に掲げる日を	
	いう。以下同じ。)を除く。)	
吉川市	平成三十一年五月二十八日から八月	同
	二十七日まで(日曜日、土曜日及び	
	休日を除く。)	
八潮市	平成三十一年五月三十日から八月二	田
	十九日まで(日曜日、土曜日及び休	
	日を除く。)	
三郷市	平成三十一年六月三日から九月二日	同
	まで(日曜日、土曜日及び休日を除	
	<°°	

日 及 び 休 月
土曜日及び休日を除月八日から十月七日
日 月 を 十
日月を十
及び休日をから九月十
び休日を
休 日 を 除 日
土曜日及び休日を除月七日から九月六日